

別表第1（第25条関係）

採用の月	年次休暇の日数
1月	20日
2月	18日
3月	17日
4月	15日
5月	13日
6月	12日
7月	10日
8月	8日
9月	7日
10月	5日
11月	3日
12月	2日

別表第2（第26条関係）

休暇を受ける場合	期間
(1) 負傷又は疾病	90日を超えない範囲において医師の証明に基づいて最小限度必要と認める日又は期間。ただし、結核性疾病の場合については、別に定める期間
(2) 伝染病予防法により交通を遮断され、又は隔離されたとき	その都度必要と認める期間
(3) 天災地変その他の非常災害により交通が遮断されたとき	その都度必要と認める期間
(4) 天災地変その他の非常災害により職員の現住居が滅失し又は破壊されたとき	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
(5) その他交通機関の事故等の不可抗力の原因によるとき	その都度必要と認める期間
(6) 職務に関して承認、鑑定人又は参考人として官公署等に出頭するとき	その都度必要と認める期間
(7) 選挙権その他公民としての権利を行使するとき	その都度必要と認められる期間
(8) 職員の出産のとき	その出産の予定日前6週間（多胎妊娠の場合にあつては10週間）目に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの期間内においてあらかじめ必要と認める期間

(9) 生後満1歳に達しない生児を育てるとき	その都度必要と認められる授乳等を行う場合、1日2回それぞれ30分以内の時間
(10) 生理に有害な職務に従事する女子職員及び生理のため勤務が著しく困難である女子職員の生理日のとき	その都度必要と認める日又は時間。ただし、2日を超えることができない。
(11) 父母の祭日	1日(遠隔の地に赴く必要があるときは、実際に要した往復日数を加算することができる。)
(12) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが適当であると認められるとき	1の年の7月から9月の期間内における勤務を要しない日及び休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
(13) 忌引きのとき	別表第3に定める期間
(14) 職員が結婚するとき	5日を超えない範囲内で必要と認める期間
(15) 職員の妻(届出をしないが事実上婚姻同様の事情にある者を含む。)が出産するとき	職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間
(16) その他特に会長において必要と認めた休暇	その都度必要な日、時間

別表第3 (第26条関係)

特別休暇基準表

死亡した者		期間	
		血族	姻族
配偶者		10日以内	
1親等の直系尊属	父母	7日 "	3日以内
同卑属	子	5日 "	1日 "
2親等の直系尊属	祖父母	3日 "	1日 "
同卑属	孫	1日 "	1日 "
2親等傍系者	兄弟姉妹	3日 "	1日 "
3親等傍系者	叔父叔母	1日 "	1日 "

ただし、往復日数を必要とする場合は、往復日数を加算することができる。